

人 定 第 5 号  
令和 4 年 3 月 30 日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長  
( 公 印 省 略 )

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）

標記については、別表のとおりとし、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適正な運用に留意願います。

なお、令和 3 年 7 月 2 日付け人定第 23 号当職通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)								計 うち検事
	特 別 職	指 定 職	行 政 職 (一) うち検事	行 政 職 (二) うち検事	医 療 職	専 門 ス タッフ 職	合		
事務次官		1						1	
秘書官	1							1	
官房長		1	1					1	1
公文書監理官		1						1	
サイバーセキュリティ・情報化審議官		1						1	
官房審議官		1		3	3			4	3
官房参事官				4	4			4	4
秘書課				53	2			53	2
人事課				41	3			41	3
会計課				75	1	24		99	1
国際課				21	3			21	3
施設課				80	1			1	81
厚生管理官				21			5		26
司法法制部		1	1	61	5			62	6
うち国立国会図書館支部法務図書館				6				6	
大臣官房小計	1	6	2	359	22	24	5	1	396
民事局		1	1	98	14				99
刑事局		1	1	67	16				68
矯正局		1	1	84	1			1	86
保護局		1	1	49	3				50
人権擁護局		1	1	27	3				28
訟務局		1	1	88	28			1	90
合計	1	12	8	772	87	24	5	3	817
									95

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第3項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。